

◆ 車種別の申告先 ◆

車種	申告先	持参するもの
原動機付自転車 (50cc～125cc) 農耕作業車 小型特殊自動車	松前町役場税務課 町民税係 ☎985-4110	* 印鑑 (認印でよい。名義変更の場合は、新旧所有者の印鑑) * 自賠責保険証書等 (車台番号・車名・排気量の分かるもの) * ナンバープレート (廃車・県外転出などの場合)
軽二輪車 (125cc～250cc) 二輪の小型自動車 (250cc超)	愛媛県陸運支局 ☎956-1562	* 自動車検査証 (250cc以上の場合) * 印鑑 (認印でよい。名義変更の場合は、新使用者と新旧所有者の印鑑。廃車の場合は、検査証欄の使用者と所有者の印鑑。)
軽自動車	愛媛県軽自動車検査協会 ☎975-7310	* 住民票 (3か月以内のもの) * ナンバープレート (廃車・県外転出などの場合) * 自賠責保険証書

税

軽自動車などの廃車・名義変更は3月31日までに済ませましょう

軽自動車税は4月1日現在所有されている方に課税され

ます。廃車・名義変更をされる方は、3月31日(月)までに手続を済ませてください。また、軽自動車などをお持ちになつて転出された場合は、転出先の市町村に住所変更の手続をお願いします。なお、廃車・名義変更は車種によつて手続の場所が異なりますのでご注意ください。

住基コード

「住民票コード通知票」は届いていますか?

平成14年8月5日から住民票の記載事項に住民票コードが追加されました。これにより「住民票コード通知票」を「配達記録郵便」で各世帯に郵送しています。不在などでまだ「住民票コード通知票」を受け取られていない方は、役場町民課住民係まで受け取りに来てください。

なお、出生などにより新たに住民票に住民票コードが記載された方には、随時住民票コード通知票を郵送します。

【注】

- (1) 住民票コード通知票の受け取りには、できるだけ世帯主本人がお越しください。
- (2) 受け取りに来られた方の身分証明書(運転免許証・健康保険証など)の提示が必ず要です。
- (3) 受け取りに同じ世帯の方が来られない場合は、委任状が必要です。
- (4) 住民票コード通知票を紛失

平成15・16年度
入札参加資格審査申請書の受付について

平成15・16年度に松前町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、業務委託、物品等の入札に参加する資格を得たい方は、次のとおり所定の申請書を提出してください。

受付期限

3月31日(月)17時まで
郵送の場合は3月31日必着

提出要領

松前町ホームページに掲載
(ホームページアドレス <http://www.town.masaki.ehime.jp/>)

受付場所・問い合わせ

役場監理課入札検査係 (建設工事、測量・建設コンサルタント等)
管財係 (業務委託、物品等)
☎985-4157

問い合わせ

役場町民課住民係
☎985-4105

などした場合、住民票コードが必要な場合は、住民票を請求していただき確認をお願いします。(請求のときに本人が確認できる身分証明書が必要です。)

次の大型ごみの日は

2月16日(日)です。

地域で決められた場所に収集車が出るまでに出しましょう。